# 2024年度 第一種奨学金第二種奨学金

確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

〔大学院〕

日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は、借入金(貸 与奨学金)です。確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内(本冊子)」 に記載している内容です。冊子をよく読み理解したうえで記入してください。



### 特に

# 貸与奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

	************************************	借りるとき	返すとき	
1.	奨学金を借りるには、「機関保証」(保証機関への保証料の支払いが必要)か、「 <b>人的保証</b> 」	III / GCC	~ ~ ~	
1.	(父母及び親族などが保証) <b>のどちらかを選ぶ</b> 必要があります。※確認書裏面【保証】(4)	•		
2.	「機関保証」を選んだ人の振込額は、貸与月額から保証料が差し引かれた金額になります。 ※確認書裏面【保証】(4)	•		
3.	奨学金を借りるには、個人信用情報の取扱いに同意する必要があります。個人信用情報機関には、延滞した場合のみ個人情報が登録されます。※確認書表面に記載	•	•	
4.	奨学金を借りるには、「返還誓約書」などの提出が必要です。なお、「返還誓約書」を提出しないと <u>奨学生としての資格を失い、振込済奨学金の全額を返金しなければなりません。</u> ※確認書裏面【返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)】(5)	•		
5.	過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。 また、外国籍の人は、 <b>在留資格によって借りることができない場合があります。</b> ※確認書裏面【貸与期間の取扱い】(8)【申込資格】(10)	•		
6.	奨学金は、学生本人の口座に振り込まれます。本人以外の口座には、振り込むことができません。 ※確認書裏面【振込み】(11)(12)	•		
7.	無利子の第一種奨学金は、返還方式として「定額返還方式」か「所得連動返還方式」のどちらかを選ぶ必要があります。※確認書裏面【返還方式】 $(1)\sim(3)$	•		
8.	利子付きの第二種奨学金は、利率の算定方法として「 <b>利率固定方式」か「利率見直し方式」の</b> どちらかを選ぶ必要があります。※確認書裏面【利率の算定方法】(14)~(16)			
9.	学業成績が不振などの場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。 ※確認書裏面【貸与中の手続き等】(20)			
10.	奨学金を返す時期は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目からになります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための振替用口座(リレー口座)に加入する必要があります。返還を延滞すると、延滞金が課されます。 ※確認書裏面【返還の方法】(1)		•	
11.	返還が難しい時は、願い出により月々の返還額を2/3、1/2、1/3又は1/4に減額し、 適用期間に応じた分の返還期間を延ばす制度や返還を先送りする制度を利用できる場合があ ります。 また、学校に在学している間は、願い出により卒業まで返還を通算10年間(120か月)先送 りできます。※確認書裏面【その他手続き等】(15)(16)		•	
12.	「人的保証」を選んだ人が返還を延滞したときは、連 <b>帯保証人(父または母)、保証人(おじ</b> おばなど)にも請求する場合があります。※確認書裏面【返還の方法】(1)		•	

## 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」記入例

#### 記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」は、切り離すかコピーをとって使用してください。 ※コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。
- ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。 ※修正液や修正テープ等は使用しないでください。
- ③署名は必ず自署にて記入してください。
  - ※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。

住民票の住所が現住所(今お住まいの) 住所) と異なる場合でも現住所を記入 してください。

奨学金申込日(西暦)を記入してく ださい。(本書類を記入した日)

(西暦) 2024年 4月10日

該当する国籍又は在 留資格を○で囲んで ください。

※d~gの在留資格 に該当する場合は、 在留期限(在留期間 の満了日) も記入し てください。

※外国籍の人でb~ g以外の在留資格 「留学」等)の人は 貸与の対象とはなり ません。



【個人信用情報同意条項】機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人信用情報の利用、登録等)
・私は、要学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によ ・私は、要学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人信用情報機関にも登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員に で自己の与信頼との制度がある個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、 該各機関によって登録される破産等の官部情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(私居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

- 1	氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	
	貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超	
- !	回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	えない期間	
	機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間	
- !	官報の情報	破産手続き開始決定を受けた日から7年を超えない期間	
- 1	登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間	
!	本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	
Ì	2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のた		

電話番号は、自宅・携帯とも記入してください。 所有していない場合は、自宅・携帯それぞれの欄 に「電話なし」と記入してください。

# 一丛重要

採用後、奨学生本人と日本学生支援機構との金銭消費貸借契約を明確にする契約書であ る「返還誓約書」と添付書類を定められた期限までに提出する必要があります。

添付書類は選択する保証制度により異なります。

保証制度の詳細については本冊子の第1部を、添付書類の詳細については本冊子の第3 部を参照してください。